

HER-SYS に関する Q&A (医療機関用)

- Q1 夜間 HER-SYS を使用できる職員がいないが、検査結果が夜間に出た場合、発生届の入力は翌日になってよいか。
- A1 検査結果が夜間に判明し、夜間に HER-SYS への入力ができない場合は、翌朝の入力で構いません。ただし、入力までに長時間経過（半日以上の遅れ）することが予想される場合は、従来通り、FAX による届出の対応をお願いします。
- Q2 発生届を FAX で提出し、後ほど医療機関で HER-SYS に入力したい場合はどのようにしたらよいか。
- A2 発生届を FAX に送付し、区福祉保健センターへ電話連絡をする際に、後ほど HER-SYS に入力する予定である旨を伝えてしてください。厚生労働省接触確認アプリの登録等を陽性者が希望する場合がありますので可能な限り早めの入力をお願いします。また、HER-SYS で発生届を提出した場合は、FAX による発生届の提出を省略することができます。
- Q3 発生届に未入力の項目や誤りがあった場合は、誰が修正をするか。
- A3 発生届を入力した医療機関又は保健所のいずれも修正が可能です。修正した場合は届出をおこなった区福祉保健センターにその旨の連絡をお願いします。
- Q4 発生届を入力した際、電話連絡が必要か。
- A4 発生届の入力に伴い、その旨をお知らせするメールが保健所に送信されます。しかし、夜間や休日のメール送信等、長時間気付かない場合やメールの確認漏れの可能性があるため、発生届を入力した際は従来通り医療機関所在区の福祉保健センターへの一報をお願いします。
- Q5 2段階認証に使用する電話はどのような電話がいいか。
- A5 業務用の携帯電話又は職場直通の電話が適しています。代表電話や個人携帯電話はお薦めできません。
- Q6 陰性の結果もすべて入力するのか。
- A6 横浜市では、神奈川県が行っている検査実績の集計方法に準じており、現在 Excel ファイルでの報告をお願いしています。そのため、神奈川県の集計方法が変更されるまでは陰性の検査結果について入力する必要はありません。

Q7 HER-SYS では保健所等が代行で入力できる部分があるが、横浜市内の医療機関はどの部分を入力するのか。

A7 横浜市内の医療機関は陽性確定者が出た場合（疑似症で届出を行う場合を含む）に次の箇所を入力してください。

※記載ページは全て、帰国者・接触者外来ユーザー操作マニュアル第1版のページ

3 新たな感染者疑い者の登録（P31～）

- ・ 3.1. 新たな疑い患者の登録

4 PCR 検査の登録

- ・ 4.1. PCR 検査の登録（P42～）
- ・ 4.2. 発生届の登録（P48～）

5 感染者当の情報入力

- ・ 5.1. 居所推移情報の入力（P54～） ※医療機関に入院中の時のみ
- ・ 5.5. 医療連携情報の入力（P72～）

Q8 患者の ID 管理情報において、担当保健所はどのように入力するのか。

A8 横浜市内の医療機関では、担当保健所は医療機関所在区の福祉保健センターを選択してください。所在地等を確認の上、横浜市保健所が担当保健所へ変更します。（帰国者・接触者外来ユーザー操作マニュアル第1版 P34）

Q9 患者の居所はどのように入力するのか。

A9 患者の居所は、「医療機関」に所在するとき（医療機関に入院しているとき）のみ保健所が入力します。自身の医療機関から他の医療機関に入院する際は、転院先の医療機関へ変更してください。

（帰国者・接触者外来ユーザー操作マニュアル第1版 P55）

Q10 帰国者・接触者外来ユーザー操作マニュアル第1版 P36 にあるリーフレットとは何か。

A10 記載のリーフレットは患者の健康観察をスマートフォンで行う際の御案内用の者です。神奈川県内で管理を行う感染者のうち、療養を行う方は、別途神奈川県が運用しているシステムを使用しますので、横浜市内医療機関でのリーフレットの配布は不要です。

Q11 スマホ入力 ID が重複している対象者が存在する場合は削除してよいか。

A11 重複事案が発生した場合には医療機関でデータの抹消は行わず、横浜市健康安全課（横浜市保健所：045-671-2463）にご連絡ください。保健所で患者の管理状況から削除するスマホ入力 ID を判断し、削除をいたします。

一般的な操作に関するご質問は厚生労働省のヘルプデスクへお願いします
(電話番号：03-6877-5154)。